

西栗倉村地域防災計画改定業務
公募型プロポーザル実施要領

令和5年8月

西栗倉村

目次

1	基本事項	3
1.1	事業名	3
1.2	目的	3
1.3	履行場所	3
1.4	履行内容	3
1.5	履行期間等	3
1.6	契約方法	3
1.7	提案上限額	3
1.8	支払方法	4
1.9	事務局	4
1.10	募集要項及び説明書の交付方法	4
1.11	スケジュール	4
2	参加申込に関する事項	5
2.1	参加資格	5
2.2	応募方法及び募集期間	6
2.3	質問の受付及び回答	6
2.4	参加資格の確認及びプロポーザル提案要請	6
3	提案書等の作成に関する事項	8
3.1	提案書等の提出期限及び提出方法	8
3.2	提案書の規格	8
3.3	提案書の内容	9
3.4	見積書及び内訳書の作成要領	9
4	審査に関する事項	10
4.1	選定委員会の設置	10
4.2	審査主体	10
4.3	事務局	10
4.4	事業者の選定方法	10
4.5	審査	11
4.5.1	評価配点	11
4.5.2	評価方法	11
4.5.3	評価項目	11
4.6	提案採用者の決定	12
4.7	失格事由	12
4.8	その他	13

1 基本事項

1.1 事業名

西粟倉村地域防災計画改定業務

1.2 目的

本業務は、「西粟倉村地域防災計画改定業務」について、現行計画策定以降の関係法令の改正及び国の防災基本計画や岡山県地域防災計画との整合を図るとともに、本村の防災対策の一層の強化・推進を目指した、西粟倉村地域防災計画の修正を目的とする。

1.3 履行場所

岡山県英田郡西粟倉村大字影石 3 3 番地 1 西粟倉村役場

1.4 履行内容

「西粟倉村地域防災計画改定業務基本仕様書」のとおり。

1.5 履行期間等

契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 31 日まで

1.6 契約方法

公募型プロポーザル方式とする。

1.7 提案上限額

この業務に係る予算は 4,860,000 円（消費税及び地方消費税を含まない）と予定していることから、この範囲内で積算すること。

1.8 支払方法

改定費用は業務完了後の支払いとする。

1.9 事務局

〒707-0503 岡山県英田郡西粟倉村大字影石 3 3 番地 1

電話 0868-79-2111

FAX 0868-79-2125

電子メール n-kikikanri@vill.nishiawakura.lg.jp

1.10 募集要項及び説明書の交付方法

本プロポーザルにかかる関係資料は、西粟倉村ホームページからダウンロードするものとする。

<http://www.vill.nishiawakura.okayama.jp/wp/>

1.11 スケジュール

表1のとおり。

表1 本プロポーザルのスケジュール

日時	内容
令和5年8月1日(火)	プロポーザル公告
令和5年8月14日(月)	プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書提出期限、質問書提出期限
令和5年8月21日(月)	プロポーザル参加資格確認結果通知書及びプロポーザル提案要請書発送、質問回答
令和5年9月4日(月)	企画提案書提出期限
令和5年9月11日(月)	優先交渉権決定
令和5年9月18日(月)	契約締結

※村の都合により変更する場合があります。

2 参加申込に関する事項

2.1 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、本実施要領の公告日において、次に掲げる条件をすべて満たしていなければならない。

1. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
2. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規程により入札に参加させないこととされている者でないこと。
会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
3. 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
4. 西粟倉村暴力団排除条例（平成 23 年条例第 14 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団または第 2 条第 2 号に規定する暴力団員若しくは第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等ではないこと。
5. 国税又は地方税の滞納がないこと。
6. 西粟倉村から指名停止の措置を受けていないこと。
7. 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
8. 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行っていない者であること。
9. 品質マネジメントシステム（ISO9001）及び環境マネジメントシステム（ISO14001）の認証を取得していること。
10. 過去 5 年間に於いて、地域防災計画改定業務の実績を有すること。

2.2 応募方法及び募集期間

本プロポーザルに参加を希望する者は、募集期間内に事務局へ提出書類を直接持参又は郵便（簡易書留）で提出すること。

1. 募集期間

令和5年8月1日（火）から令和5年8月14日（月）まで（郵便の場合は必着）

受付時間は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

2. 提出書類（各1部）

- ①「公募型プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書（様式1）」
- ②「誓約書（様式2）」
- ③「納税証明書（その1「法人税」及び「消費税及び地方消費税）」
- ④「会社概要（様式3）」
- ⑤「実績一覧（様式4）」
- ⑥「配置予定者の経歴調書（様式5-1,5-2,5-3）」
- ⑦品質マネジメントシステム（ISO9001）の認定を証する書類の写し
- ⑧環境マネジメントシステム（ISO14001）の認定を証する書類の写し

2.3 質問の受付及び回答

募集要項の内容について、下記のとおり質問を受け付ける。

1. 受付期間

令和5年8月14日（月） 午後5時まで

2. 提出方法

西粟倉村の電子申請システムを利用し、受付期間内に提出すること。

電子申請システムの該当サイト URL は次のとおり。

<https://logoform.jp/f/mux6i>

3. 質問の回答

令和5年8月21日（月）までに西粟倉村ホームページに回答を掲載する。

<http://www.vill.nishiwakura.okayama.jp/wp/>

2.4 参加資格の確認及びプロポーザル提案要請

本プロポーザルの参加資格は、提出された書類により審査し、令和5年8月21日（月）までに参加表明書兼参加資格確認申請書に記載された連絡者宛に「公募型プロポー

ザル参加資格確認結果通知書（様式 6）」により結果を通知する。

また、併せて参加資格確認者には、「プロポーザル提案要請書（様式 7）」により、提案書の提出を要請する。

3 提案書等の作成に関する事項

3.1 提案書等の提出期限及び提出方法

本村から「プロポーザル提案要請書（様式 7）」により提案を要請された者は、下記の提出期限までに提案書類を事務局へ直接持参又は郵送（簡易書留）で提出すること。

1. 提出期限
令和 5 年 9 月 4 日（月） 午後 5 時まで（郵送の場合は必着）
2. 提出書類
 - ①「提案書表紙（様式 8）」
 - ②「提案書本文（任意様式）」
 - ③「見積書及び内訳書（任意様式）」

3.2 提案書の規格

提案書本文（任意様式）を作成する際は次の条件を遵守すること。

1. 提案書の形式は、A4 用紙、縦向き、両面 2 枚までとし、文字の大きさは 11 ポイント以上とする。
2. 「3.3 提案書の内容」に基づき、正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料等を添付することがないように留意すること。文書を補完するため、写真、イラスト及びイメージ図等を使用してもかまわない。また、カラーも可とする。
3. 言語は日本語とし、記述内容はできるだけ平易な用語を用い、専門用語のみの記載を避けること（専門用語や略語を使用する場合は、説明書きをつけること）。
4. 読みやすさやわかりやすさに留意し、簡潔に作成すること。

3.3 提案書の内容

提案書本文の作成にあたっては、下記に掲げる事項を記載すること。

1. 提案の概要
業務内容の理解度、実施方針の的確性、業務の実現性
2. 評価項目
 - 1) .災害時事務分掌の見直し
 - 2) .災害時対応フローの修正
 - 3) .担当部署の明確化
 - 4) .庁内各課、防災会議委員、防災関係機関、その他関係機関への意見照会の実施
 - 5) .目次、校正、体裁、スタイルの変更および本編、資料編の整理
 - 6) .避難所開設の基準、開設から運営にかかる提案
 - 7) .線状降水帯等の異常気象への対応にかかる提案
 - 8) .概要版の作成
3. その他
その他、特に提案すべきことがあれば、追加して記載してもよい。

3.4 見積書及び内訳書の作成要領

見積書及び内訳書を作成する場合は、次の条件を遵守すること。

1. 見積書及び内訳書の規格
見積書及び内訳書の様式は任意様式で作成すること。
2. 各項目記載上の注意点
費用はすべて税抜金額とする。

4 審査に関する事項

4.1 選定委員会の設置

西粟倉村地域防災計画改定業務提案者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会の委員構成は表2のとおり。

表2 選定委員会の構成

委員長	副村長
委員	総務企画課長
	保健福祉課長
	建設課長
事務局	総務企画課長
	西粟倉村 防災担当

※村の都合により変更する場合があります。

4.2 審査主体

本事業に関する審査は、選定委員会の委員により行うこととし、委員が審査又は評価のために必要と認めるときは、業務担当職員を指名し、審査又は評価を委任することができる。

4.3 事務局

選定委員会の庶務等を執り行う事務局は、表2のとおりとする。

4.4 事業者の選定方法

提案者から提出された提案書、見積書及び内訳書の内容を審査し、総合的に最も優れた提案事業者を選定する。なお、要件を満たさない提案又は提出書類に不備がある提案は評価の対象としない。

4.5 審査

4.5.1 評価配点

審査の合計点数は100点とし、各項目の配点は表3のとおりとする。

表3 評価基準

評価項目	配点	備考
企業評価	20点	会社概要(様式3)、実績一覧(様式4)より評価する
配置予定技術者評価	20点	配置予定者の経歴調書(様式5-1~5-3)より評価する
提案内容	50点	提案書(任意様式)により評価する。
価格評価	10点	見積書(任意様式)により評価する
配点合計	100点	

4.5.2 評価方法

1. 提案書評価

西粟倉村地域防災計画改定業務基本仕様書及び「3.提案書等の作成に関する事項」に基づき提出された提案書について採点する。評価については、本村基準により選定委員会委員が評価項目単位で設けられる配点に応じて採点する。

2. 価格評価

「3.提案書等の提出及び作成に関する事項」に基づき提出された見積書及び内訳書について、本村基準に基づき採点する。

4.5.3 評価項目

「様式9 評価基準書」のとおりとする。

4.6 提案採用者の決定

提案採用者の決定は、審査における評価点（100点）の最も高い者とする。この場合において、最高得点者が2人以上あるときは、提案内容評価の評価点の高い者を提案採用者とする。

ただし、提案採用者の決定後、不測の事態が生じた場合は、次点の評価点を取得した者を提案採用者とする。

提案採用者に対しては、「参加表明書兼参加資格確認申請書」に記載された担当者に対して通知する。その他の事業者に対しては、提案を採用しない旨の通知を行う。

応募者が一者の場合もプロポーザルは実施し、評価点が6割以上（60点以上）の場合にのみ、当該応募者を提案採用者とする。この場合、見積書に記載された金額が提案上限額を上回るときは採用しない。

なお、審査の経緯及び内容に関する問合せ、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

4.7 失格事由

下記の事由に該当した事業者は、審査基準に定める評価点に関わらず失格とする。

1. 本実施要領に定める参加資格を満たさなくなったとき。
2. 参加表明書兼参加資格確認申請書及び提案書等に虚偽の記載をしたとき。
3. 提案書等の提出を要請した者以外の者が提案書等の提出を行ったとき。
4. 見積書の見積額が提案上限額を超えているとき。
5. 期限までに所定の手続きをしなかったとき。
6. 審査の公平性を欠く行為があったとき。
7. その他提案にあたり著しく信義に反する行為があった等、選定委員会の委員長が失格であると認めたとき。

4.8 その他

1. 提案書類提出等にかかる経費は、すべて提案者の負担とする。また、提案書類は返却しない。
2. 提案書類の著作権は参加者に帰属する。なお、提出書類は審査に必要な場合、複製を作成することがある。
3. 前項の提出資料及び提案者が本事業前に既に著作権等をもつものを除き、本事業の成果品に関する著作権、利用権（開示権を含む）その他の権利は、すべて西粟倉村に帰属する。
4. 提出された提案書類は西粟倉村情報公開条例（平成13年条例第2号）により取り扱う。
5. 本プロポーザルにかかる契約に関しては、仕様に沿って詳細事項を協議した後に、締結する。
6. 本村から本提案及び本事業において知り得た情報については、第三者に漏らしたり、本事業の手続以外の目的に供したり、本提案以外に無断で使用してはならない。
7. 提出期限後の参加表明書兼参加資格確認申請書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。
8. 参加表明書兼参加資格確認申請書及び提案書等に虚偽の記載等をした場合は、当該申請書又は提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
9. その他本実施要領に記載のない事項については、協議のうえ決定する。